

政府調達に関する苦情の処理手続細則

平成 11 年	5 月 28 日	知事決定
平成 21 年	4 月 1 日	一部改正
平成 26 年	4 月 1 日	一部改正
平成 31(2019)年	2 月 1 日	一部改正
令和 4 (2022)年	4 月 1 日	一部改正

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」を次のとおり定める。

1 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 27 日知事決定。以下「手続」という。）2（1）の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

一 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

- ①一般競争入札に参加した者
- ②指名競争入札に参加した者
- ③随意契約手続に何らかの対応をした者

二 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- ①調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- ②調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
- ③入札参加資格手続において参加を認められなかった者

三 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続 2（2）に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続 2（2）に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2 期間

(1) 県の休日の定義

県の休日とは、「栃木県の休日に関する条例」（平成元年条例第 2 号）第 2 条第 1 項に掲げる日をいう。

3 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続 4（3）に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

① 手続 4 (4) の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

② 委員会は、手続 4 (4) の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

4 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続 5 (1) に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2) 10 作業日の緩やかな解釈

手続 5 (3) に基づく苦情申立ての却下については、10 日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10 作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後作業日」を越えた場合も却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は栃木県政府調達苦情委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続 5 (6) の規定に基づく公示は、栃木県政府調達苦情検討委員会運営要領第 6 条により行う。

(5) 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、栃木県財務規則（平成 7 年 3 月 17 日栃木県規則第 12 号）第 2 条、栃木県企業局組織規程（昭和 31 年栃木県電気事業管理規程第 1 号）第 2 条及び第 5 条に定める県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人とする。

(6) 調達機関の長の定義

① 県の機関においては、知事とする。

ただし、栃木県財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、当該受任者を調達機関の長とみなす。

② 県が単独で設立する地方独立行政法人においては、理事長とする。

(7) 代理人についての承認の申請の方式等

① 弁護士である代理人の権限を証明する手続 5 (8) ⑧の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

② 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続 5 (8) ⑥の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

③ ②の書面には、代理人の権限を証明する手続 5 (8) ⑧の書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続 5 (8) ⑩の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係そ

の他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(8)㉔の「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

- ① 手続5(9)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。
- ② 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)①の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(10)③の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続8の規定に基づく公表は、別表により行う。

別表

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 11 年5月 28 日付け知事決定)8の規定について、その具体的な公表方法を下記の通り決定する。

記

1 公表時期

知事は、年1回苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2 公表事項

(1) 栃木県政府調達苦情検討委員会へ申立てが行われた苦情は、本決定に従い、公表する。

(2) 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

- ① 苦情番号
- ② 苦情申立日
- ③ 苦情申立人
- ④ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- ⑤ 苦情の概要
- ⑥ 苦情処理状況の概要
- ⑦ その他必要な事項